

(第9期)

貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

旭化成不動産サポート株式会社

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)	円	(負 債 の 部)	円
流 動 資 産	5,294,482,575	流 動 負 債	853,274,090
現金及び預金	137,795,875	未 払 費 用	286,335,511
売 掛 金	21,560,052	未 払 法 人 税 等	409,459,925
前 払 費 用	1,547,599	未 払 消 費 税 等	12,335,000
未 収 入 金	0	前 受 金	49,137,820
立 替 金	1,541,896	預 り 金	17,960,834
短 期 貸 付 金	5,132,037,153	賞 与 引 当 金	17,402,000
		デフォルト引当金	60,643,000
固 定 資 産	119,838,740	(純 資 産 の 部)	(4,561,047,225)
有 形 固 定 資 産	3,007,587	株 主 資 本	4,561,047,225
建 物	2,836,589	資 本 金	50,000,000
工具、器具及び備品	170,998	利 益 剰 余 金	4,511,047,225
		繰越利益剰余金	4,511,047,225
無 形 固 定 資 産	20,224,500	(うち、当期純利益)	883,933,726
ソ フ ト ウ ェ ア	20,224,500		
投資その他の資産	96,606,653		
繰 延 税 金 資 産	74,064,637		
差 入 保 証 金	22,542,016		
貸 倒 懸 念 債 権	57,137,092		
貸 倒 引 当 金	△ 57,137,092		
資 産 合 計	5,414,321,315	負 債 ・ 純 資 産 合 計	5,414,321,315

第9期

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産（リース資産を除く）……定額法
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く）……ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法
その他の無形固定資産は定額法
- (3) リース資産……所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引の内、リース取引開始日が企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」の適用初年度開始前のリース取引については通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
2. 引当金の計上基準
- (1) 賞与引当金……賞与の支給に充てるため、当期に負担すべき支給見込額を計上している。
- (2) 貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるために、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上している。
3. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の会計処理方法 消費税等の会計処理は、税抜方式によっている。
- (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用している。
- (3) 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用
当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針28号）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいている。
4. 収益及び費用の計上基準
当社は、分譲マンションの管理業務を主な事業としている。
当社とマンション管理組合との間で締結した管理業務委託契約で取り決めた業務委託料を収益と認識し、その委託業務にかかる原価を売上原価として認識している。

(会計方針の変更に関する注記)

(収益認識に関する会計基準等の適用)
「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとした。
収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第34項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っているが、繰越利益剰余金の期首残高へ与える影響はない。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)
「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとした。
これによる、計算書類への影響はない。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当該事業年度の末日における発行済み株式の総数 普通株式……1000株

(関連当事者との取引に関する注記)

属性	会社名	議決権等の所有割合	勘定科目	期末残高 (百万円)
関連会社	旭化成（株）	100%	短期貸付金	5,132

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項なし。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りである。